

3. 医 療

(1) 医療費の助成

障がい者（児）が、ひと月に同一の医療機関で1,000円以上の医療費を支払った場合、その自己負担額（保険診療分）を助成します。

※医療費の助成を受けることができるるのは、障害者医療証の申請・交付を受けた方のみです。

◎障害者医療証の交付申請について（資格申請）	
対象者	大分市内に住民登録があり、以下の障害等級に該当する方（所得制限あり） ①身体障害者手帳 1級・2級・3級 ②療育手帳 A1・A2・B1・B2 ※ただし、生活保護受給中の方またはひとり親家庭等医療費助成を受給中の児童は申請できませんので、受給しなくなつた際に申請してください。
手続きに必要な書類等	(1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) 本人名義の預金通帳 (3) 健康保険証 (4) 障害者医療費受給認定申請書（窓口に備え付けあり） (5) 所得・税額調査同意書（窓口に備え付けあり） (6) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）

◎医療費助成金の申請について（助成金支給申請）	
申請方法	①医療機関で受診・支払の際に医療証を提示（申請書の提出は原則不要） ②支払月の3か月後の25日に助成金の振込 ※ただし、県外の医療機関やあんま・鍼灸院・整骨院等の受診（保険適用）については、申請書の提出による手続きが必要となります。
手続きに必要な書類等	(1) 障害者医療証（医療機関に提示） ※申請書を提出する場合は、医療機関記入欄に証明のある障害者医療費助成金申請書、障害者医療証、健康保険証が必要となります。
受付場所	（申請書提出の場合） 市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）
注意事項	・申請期間は受診の翌月から1年以内です。 【例】（令和6年4月診療分は令和7年4月末まで） ・「高額療養費」や「附加給付金」などを除いた金額を助成します ・次の内容は助成対象外です（入院時食事療養費、健康診断、予防接種、文書料、ベッドの差額代等）

《お問い合わせ》 障害福祉課